## 2022年2月17日 地域支援事業 担い手養成研修 シンポジウム

# みんなで創る地域の支え愛

参考になる資料国土交通省ホームページですので、ご活用ください

- ○『交通』と『福祉』が重なる現場の方々へ~高齢者の移動手段を確保するための制度・事業 モデルパンフレットhttps://www.mlit.go.jp/common/001371546.pdf
- ○地域交通の把握に関するマニュアル <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001380854.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001380854.pdf</a>
- ○自家用有償旅客運送ハンドブック https://www.mlit.go.jp/common/001374819.pdf
- ○自家用有償旅客運送の相談窓口 https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001404886.pdf

認定NPO法人 横浜移動サービス協議会 副理事長 山野上 啓子 <a href="http://yokohama-ido.jp">http://yokohama-ido.jp</a> 045-212-2863 ⊠info@yokohama-ido.jp

## 移動サービス時系列活動経緯

西暦	全国的な動き・施策等	横浜での移動サービス
1972	東京都町田市でリフト付バス「やまゆり号」の運行 開始	
1975	「新宿福祉の家」が自動車メーカーに呼びかけ福 祉車両を開発。	
	タクシーの不足、移動困難者に対する運転手のサ ービスの悪さから、移動困難な障がい者のニーズ に応えて、自主運行が始まる。	
	NHK厚生文化事業団が福祉車両を全国に寄贈	
1977	日本テレビチャリティー番組「愛は地球を救う」で福 祉車両の寄贈開始	
	日本財団((財)日本船舶振興会)が福祉車両寄贈 を開始	
1992		自家用車を使った送迎活動が始まる
1994	特定非営利活動促進法(NPO法)施行	地域での相互扶助「ふれあい活動」が始まる
	バブル終盤	
1995		市内各区の社会福祉協議会でも徐々に取り組み始め、平成7年から8年頃にかけて送迎サービスとして 広がった。
		区ごとに仕組みは異なっており、試行錯誤が続く。

# 移動サービス時系列活動経緯

西暦	社会的な動き・施策等	横浜移動サービス協議会の活動
1998	・移動サービス市民活動の全国的な連携が始まる(現NPO法人全国移動サービスネットワーク)	
2000	<ul><li>・介護保険制度施行</li><li>・保険適用型の介護タクシー開始</li><li>・介護保険制度開始にあわせ、横浜市の一般 行政サービスとして、外出支援サービス開始</li></ul>	・横浜移動サービス協議会を発足 移動支援に関わる団体が連携し、共通の課題解決の為 に当事者参加型のネッワークを目指す。
2002	構造改革特区により、道路運送法80条の規制 改革として、世田谷区、大和市が申請 横浜市協働提案モデル事業のベースとなる。 協力:福祉局企画課、横浜市社協、区社協、 浜身連、移動サービス団体	・横浜移動サービス協議会自主ガイドライン作成 ・特区参加について、横浜市福祉局企画課と協議会会員との協議の場を持つ:現活動が規制される可能性があり、見送りの意見多数 ・国土交通省へ「構造改革特区道路運送法80条特例措置に対する変更要請」を横浜市福祉局と当協議会と合同で提出。 ・全国社会福祉協議会「インフォーマルサービス協同研究モデル事業」を当協議会が受託して「よこはま横浜移動サービスセンター」を開設
2003	・旧道路運送法第80条第1項の適用(ガイドライン)による移動サービス提供の構造改革特区実施 ・介護保険のサービスに通院等のための乗降介助設定	・都筑区移動支援システムモデル事業「コールセンター運 営及びボランティア研修」を受託

## 移動サービス時系列活動経緯

		<u> </u>	
2004	旧道路運送法第80条第1項の適用(ガイドライン)の全国 展開「自家用自動車による有償旅客運送創設	・当協議会で、'04、'05横浜市ふれあい助成金コ ーディネーター費助成を受ける。	
	※有償運送にかかる国のガイドラインにより、許可申請 し、白タクから法の下での有償移動サービスとなった	・NPO法人申請:法人申請や許可の取得が難しい 小さな団体が、協議会傘下での活動継続を目ざす。	
	・横浜市福祉有償移動サービス運営協議会(以下「横浜 市運協」と記載)準備始まる。	※ガソリン代程度のごく少額の利用料のやりとりにより活動していた地域団体のなかには、活動をやめるところも出てくるなど、さまざまな影響が出ている	
2005	・横浜市運協にて、80条許可団体が承認され	・当協議会80条許可を取得	
	16団体が許可申請	・自主研修が横浜市運協にて承認	
2006	・横浜市運協にて、80条許可団体が承認され	・横浜市協働事業モデル事業	
	47団体が許可申請 ・道路運送法改定:福祉有償運送79条登録制定	「おでかけサポート事業」実施(2年間)・横浜市市民活動共同オフィスに入居(3年間)	
	・送迎に関わる多様な利用者相談 ・中間支援組織としての団体支援 ・行政、NPO,タクシー事業者間の連携で	・事務スペースの拡大 ・合同の広報効果大 ・事務局員の増加 ・会員団体の交流の活性化 ・他団体との連携 ・社会的信頼度の向上	
2007	・横浜市運協にて、 80条許可58団体が順次79条登録に更新開始。 ・横浜市福祉タクシー券がNPOで使用可能になる ・横浜市障害者ガイドボランティア事業:通学通所拡大	・当協議会自主研修が、国交省の認定を受ける ・当協議会がタクシー券換金業務受託 ・横浜市障害者ガイドボランティア事業参入	

## 道路運送法改正後の現状

## •H19.10 道路運送法改定

規制緩和によりNPOの福祉移動サービスを運送業として拡大

## ・その効用

介護保険事業所における、通院等乗降介助が正当化 市民活動が白タク呼ばわりから、お日様の元の活動に!

## ・現状の課題

登録手続きの煩雑さ、報告等の負担増加

- ※利用者の状況に応じた料金設定が不可
- ※事務処理者、運行管理者常駐の必要性(対面点呼義務づけ)など
- 介護保険事業所が赤字になるため通院等乗降介助の縮小
  - ※通院乗降介助100単位と許可取得負担額とのギャップ

障がい児の通学支援の欠乏

- ※実車距離は短いが、時間が不安定で前後の待機時間が長い
- ※潜在需要は高いと思われるが、子どもの送迎は保護者の義務と考える 傾向があり要望が浮上しにくい

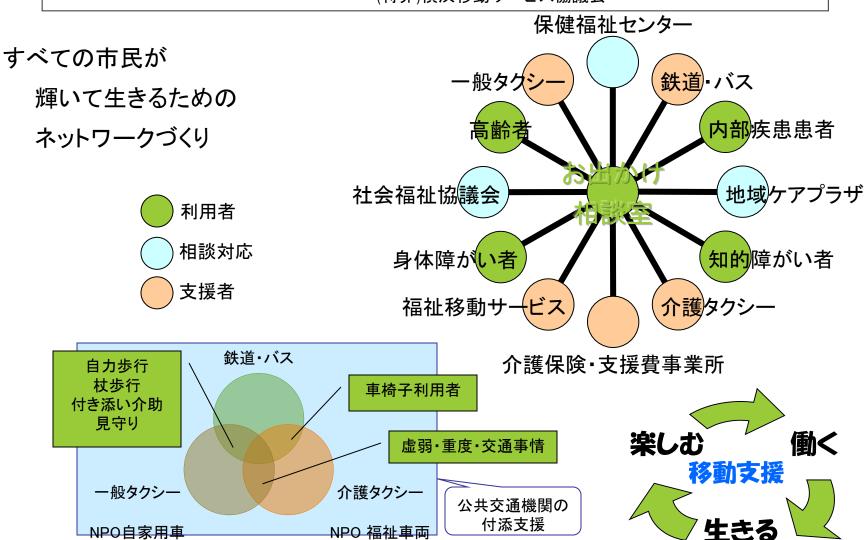
地域包括支援サービスによる地域活動の活性化:食事会・サロンの送迎問題

# よこはまお出かけサポート事業

NPO自家用車

H18.19年度横浜市協働提案モデル事業

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課 (特非)横浜移動サービス協議会

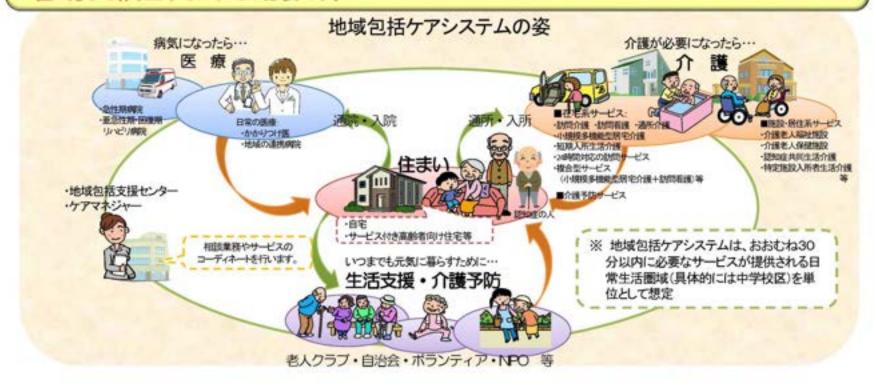


NPO 福祉車両

## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



# 自家用自動車による有償運送(法78条)

- 1. 災害のため緊急を要する時
- 2. 自家用有償旅客運送
- ◎ 市町村が、市町村の区域内の住民の運送を行うとき
  - (1) 市町村運営有償運送

市町村が専ら当該市町村の区域内で住民の生活交通を確保するため自ら行う運送

- ◎ 特定非営利活動法人等が、市町村の区域内の住民の運送を行うとき
  - (2) 公共交通空白地有償運送(旧・過疎地有償運送)

特定非営利活動法人等が、過疎地域その他これに類する地域において行う当該地域内の住民等がその地域内で日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって、名簿に記載されている者及び同伴者の輸送。

(3)福祉有償運送

特定非営利活動法人等が定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、名簿に記載されているもの及びその付添人の運送

身体障害者、介護保険法の要介護者・要支援者、その他肢体不自由、内部障害、 知的障害、精神障害その他の障害を有する者

- 3. 公共の福祉を確保するためやむをえない場合
  - ・自らの施設への送迎(幼稚園・学校等)
  - ・4条(福祉輸送限定)又は43条(特定)と契約するヘルパー等による運送



特定非営利活動法 人・公益法人・認可 地縁団体・農業協同 組合・消費生活協同 組合・医療法人・社 会福祉法人・商工会 議所・商工会、権利 能力なき社団



運輸支局 等の<mark>登録</mark> が必要



# 自家用有償旅客運送の手続き等



協議依頼

協議が 調った 場合 地域公共交通会議(市町村運営の場合)

運営協議会 (特定非営利活動法 人等運営の場合) 主宰する市町村長又は県知事・旅客運送業者及 び団体・住民又は旅客・運輸局(支局)長・旅 客運送運転者の団体・必要に応じ道路管理者・ 県警・学識経験者で構成

主宰する市町村長又は県知事・旅客運送業者及び団体・住民又は旅客・運輸局(支局)長・旅客運送運転者の団体・地域で有償運送しているNPO等・必要に応じ学識経験者で構成

合意の解除通知

行政処分の通知

登録申請

名称住所代表者、運送の種別、路線または運送の区域、配置車両数、運送する旅客の範囲を記載。運行の管理体制、地域公共交通会議・運営協議会の合意等の添付書類が必要

有効期間の更新申請・変更申請・変更届・業務の廃止届

登録の拒否

申請者の欠格、地域公共交通会議・運営協議会の合意がない等

登録の実施

登録簿に登録・登録証の交付・登録番号の付与

登録の有効期間 登録から2年、有効期間内に重大事故・各種命令を受けなかった場合は3年

事故の報告・輸送実績報告

命令・業務の停止・取消しの行政処分等

対価の掲示・説明、輸送の 安全・旅客の利便の確保

対価の支払い



利用者

運輸支局

等



# 福祉有償運送施行規則・通達・公示



特定非営利活動法人等が、交通移動困難者としてその特定非営利活動法人等の会員として加入している一定の範囲の者の輸送

運送者へ

利用登録

した者

運営協議会の合意が必要

乗車定員11人未満 ドア・ツー・ドア の個別輸送が原則

### 旅客の範囲

#### 申請者団体の登録会員

身体障害者手帳保有者

介護保険被保険者証保有者

要支援認定者・肢体不自由者・内 部障害者・知的障害者・精神障害 者(運営協議会で身体状況等、運 送対象の確認が必要)

< その他の障害を有する者> 発達障害者(自閉症・学習障害者)

#### 交通が著しく不便・交通手段確保が必要な地域

※当該地域を管轄する市町村長が認めることが前提 (関係する連送事業者へ確認後、協議会への報告が必要)

当該区域への来訪者及びその付添人

介助等を必要 とする者で

あって、単独 でバス・タク シー等が利用 困難な者

介助によらない移動が困難

単独で公共交通機関の利用 が困難な者

#### 複数乗車 可

透析患者輸送

知的障害·精神障 害の施設送迎輸送

#### 使用車両

○法人等が所有する自動車、○ボランティア個人の持込み の自動車(運送者に使用権原があるもの)

寝台車・車いす車・兼用車・回転シート車

軽自動車可 セダン等(貨物×)

運送区域

市町村単位

発地又は着地のいず れかが運送の区域内

輸送の安全・旅客の利便確保

#### 運転者の要件

2種免許が有効な者

1種免許2年間停止でない者で、 大臣認定講習受講者

セダン等はさらに

介護福祉士

大臣認定講習の受講者

ケア輸送土従事者研修修了者

※人身事故等には過性診断を受診

#### 運行管理の責任者の資格

バス×

車両数5両以上の場合は、 次に該当する者

[旅客運行管理者資格者証所持]

運行管理者基礎講習修了

安全運転管理者の資格

運行管理の実務1年以上の経験

※全事業所で運行管理体制の整備

#### 損害賠償措置

◎任意保険の加入義務 別途告示

対物2百万円 対人8干万円、

搭乗者もカバー

有償旅客運送中もカバー

運輸支局への報告

#### 帳簿等の整備

乗務記録 旅客名簿

運転者台帳 運転者証

事故記録 苦情処理簿

#### 自動車への表示

- 運送者の名称
- 「有償運送車両」の文字
- 登録番号
- ○登録証の写しを車内に備置

#### 旅客への明示等

- 登録運送者である こと。
- 対価
  - 書面の提示・説明

#### その他の体制整備

- ・点呼(対面基本)の実施 (代行者選任可)
- 整備管理体制の整備
- 事故・苦情処理体制の整備

#### 対価設定の考え方

距離制

時間制

定額制

燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内

合理的な方法により定められ、旅客にとって明確

設定基準

適用方法 により定める

輸送実績報告(年1回)

事故報告(その都度)

選択 (不調時は協議会合意)

営利に至らない範囲内

# 横浜移動サービス協議会

いつでも、誰でも、どこへでも~

- 住み慣れた地域で自分らしく生きるための支え合い-

さぽーと・横浜:専用電話:070-5563-3801

2.4時間テレビ、神奈川自動車会護所、中区社会福祉協 議会から寄贈を受けた車両をボランティアドライバーが 運行しています。

その他にボランティアの自家用車通辺もあります。

☆登録ドライバー、介助ボランティア募集中!



移動サービスとは・・・・・・ベッドtoベッドの介助から、公共交通機関での付き添いなど、 その方にあった外出支援をしています。

こんな人が利用しています・・高齢の方、身体障がいのある方、その他の理由で、 公共交通機関を利用して一人で外出が出来ない方

こんな時に利用出来ます・・・通院・転院、人工透析、行楽、買い物、通学・通所など、 利用目的に制限はありません。

☆通学・通所等については、複数乗車が可能な場合もありますので、ご相談下さい。



#### が当会では、当会会員団体と協力して、移動に関する支援をしていますので、 お住まいの近くで活動する事業所をご紹介することもできます。

利用料金表		9	入会会:なし 年会費:3,000円
		利用料	初乗り2kmまで400円、以降190円/16m加算
	必須	乗降介助料	片道1,020円(30分に付き)
		迎車料	320円(市内)/発着が市外の場合は530円
		付添介助料	1,220円 (30分に付き)
		待根料	610円 (30分に付き、以降15分毎に310円加算)
	必要に 応じて	時間外割增	9~17時を除く時間帯 1,020円加算 土日祝祭日・年末年始 2,040円加算
	MVC C	その他費用	高速利用料・駐車場料等実費、必要に応じて機材料 段差・階段介助等、介助者増員の場合は事前確認の 上別料金、当日キャンセル1,020円

## 認定NPO法人 横浜移動サービス協議会

http://www.yokohama-ido.jp

〒231-0016 横浜市中区真砂町3-33セルテ11階 よこはま市民共同オフィス内

Tel: 045(212) 2863 Fax: 045(212) 2864 e-mail: center@yokohumarido.jo

## 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について

道路運送法第2条第3項において、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を 運送する、⑤事業を旅客自動車運送事業であると規定しており、①~⑤の要件全てに該当する場合は 同法に基づく許可を受ける必要があります。

個別の旅客運送行為が、許可等を必要とする態様かどうかについては、最終的には個別に総合的に 判断されますが、②の有償については客観的な判断が困難である場合も考えられることから、事案毎に 許可等を要するか否かを例示しました。ご不明な点は、最寄りの運輸支局等にご相談下さい。

本パンフレットは、平成18年9月29日付事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」の内容をわかりやすく図化したものであり、 新たな解釈を示したり、許可等を要しない範囲を変更するものではありません。

# (1)サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」

## と認められる場合は許可等を要しません。

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は有償とは観念されないことから許可等は不要です。



ただし、以下の場合は有償であるとみなされ許可等を要することとなります。

予め運賃表などを定め金銭の収受が/ 行われる場合。



・会費として収受され、運送サービスの 提供と会費の負担に密接な関係が認 められる場合



「カンパ」などの運送とは直接関係のない名称を付して利用者から収受する金銭で、運送行為に対する反対給付と認められる場合。



# (2)サービスの提供を受けた者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合は許可等を要しません。

〇日頃の移送の御礼として、<u>自宅で採れた野菜を定期的に手渡す場合</u>は有償とはみなされず、許可等を要しません。



〇地域通貨の一種として、ボランタリーなサービスを相互に提供しあう場であって、例えば、運送の協力者に対して 1時間1点として点数化して積立て、将来自分が支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等 のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランタリーサービスの提供を行う場合も有償とはみなさず、

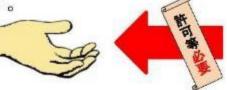
許可等を要しません。



ただし、以下の場合は有償とみなされ許可等を要することとなります。

流通性、換金性が高い<u>財産的価値を有する</u>金券や、希少価値を有する<u>財物等の収受</u>は有償とみなされ、

許可等が必要です。



図書カード

5,000円



サービスの交換にとどまる場合については原則として許可等は不要であるものの、有料で点数を購入して貰うなどの場合や、地域通貨といってもその対象サービス内容、流通範囲、交換可能な財・サービス内容に応じ、許可等が必要となるケースがあります。

5ケースかめります。

10点

二10円

**1** タイム ダラー

相互扶助

二 1,000円

# (3)ボランティア活動として行う運送において、実際の運送に要したガソリン代、有料道路使用料、駐車場代のみを収受する場合は許可等を要しません。



#### ガソリン代の算出にあたって

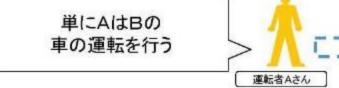
登録又は許可が不要として認められるのは、実際の運行に要するガンリン代(乗車中はもとより、乗降場所と車庫等の回送区間に係るものを含む。)であり、ガンリン代相当額ではありません。地域のガンリン代の単価や使用車両の燃費、走行距離等により、具体的・客観的に算出する必要があります。

## (4)市町村の公共サービスを受けた者が対価を負担しておらず、反対給付 が特定されない場合<mark>などは許可等を要しません。</mark>

○<u>市町村の事業</u>として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ 利用者からは一切の負担を求めない場合は許可等は要しません。



○利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任されただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって運送の対価とはなりません。よって、許可等は要しません。



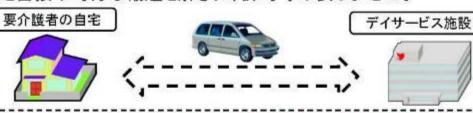




※役務提供の態様等によっては、 自動車運転代行業や労働者派遣業と 看做されることもあります。

Bの 所有する車 同乗者Bさん

○ディサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を 行う場合であって、送迎に係るコスト(ガソリン代等の実費も含む。)を利用者個々から収受しない場合にあっては、 当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可等は要しません。



ただし、以下の場合は有償性があると認められ許可等を要することとなります。

|運送者から利用者にガソリン代等と| 称して実費や運賃を要求する場合



施設等からの委託契約を受けて 当該施設までの運送を行う場合 委託者又は第三者が対価を

訪問介護事業所が行う要介護者の運送 (介護保険給付が適用される場合)



○子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価 (ガソリン代等の実費も含む。)の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは

解さず、許可等は要しません。

市区町村が設立するファミリサポートセンターにおける子 育て支援のための相互援助活動の一環として行われる保 育施設と依頼会員の自宅との間の送迎サービス











ただし、以下の場合は有償性があると認められ許可等を要することとなります。

運送を行う場合と 行わない場合とで料金が異なる

> 送迎付き・・・12,000円 送迎無し・・・10,000円

送迎を利用する者と利用しない者 との間のサービスに差を設ける

送迎付き・・・マッサージ無し 送迎無し・・・マッサージ有り

運送に対する反対給付が特定される

請求書 施設料 10,000 食事代 4,000 送迎料 2,000 合計 16,000